国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則を次のとおり改正する。

現 行	改正	備	考
国立大学法人東京農工大学地域手当の支給割合に関する細則			
平成18年3月27日			
18細則第17号			
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略(現行どおり)		
/ 東ボ22年2日21日までの眼にわけて喘号处と担犯等26名の担宅による主処割			
<u>(平成22年3月31日までの間における職員給与規程第26条の規定による支給割</u> <u>合)</u>			
豆工	第4条 削除		
	No. 1313.		
附 則 省略	附 則 省略(現行どおり)		
支給割合は、第4号に掲げる地域にあっては100分の7とする。			

附 則(21細則第1号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。